

国立大学法人東京医科歯科大学ネーミングライツパートナー募集要項

国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）では、本学の施設及びスペースの知名度の向上を図り、もって本学の活性化に資するほか、民間事業者と連携する機会を拡大するとともに、新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することを目的として、本学の施設及びスペースのネーミングライツパートナーを以下のとおり募集します。

1. 対象施設

湯島地区 7号館5階 第3実習室（保存・矯正）237㎡（別紙参照）
及び第3実習室（石膏・鋳造）67㎡（別紙参照）

2. 募集の概要について

（1）契約の期間

① 契約の期間：1年以上（更新可）

（2）ネーミングライツ料

② 140万円程度（年間契約額。消費税及び地方消費税は別途。）

（3）応募資格

ネーミングライツパートナーとなることを希望する法人。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをし

ているもの及び申立てがなされているもの

- ⑥ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑦ 前各号によるもののほか、本学のネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと大学が認めるもの

(4) 愛称等の付与

- ① 命名する愛称等（法人等名、商標名、法人等ロゴ、シンボルマークや愛称などのこと）は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。
 - ・法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - ・公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
 - ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・社会問題等の主義、主張に係るもの
 - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ・求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
 - ・本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
 - ・基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ・良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
 - ・集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - ・その他、本学が愛称として設定することが適当でないと認めたもの
- ③ 愛称等は、本学で審議の上、最終決定します。ただし、愛称等の変更を求めることがあります。
- ④ 混乱を避けるため、ネーミングライツパートナーからの契約期間中の愛称等変更はできません。

(5) 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① 愛称等のサイン等や案内看板等の設置、維持、変更及び契約期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツパートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）

なお、愛称等サインや案内看板等の内容（デザインや大きさ等）及び設置場所については、本学と協議が必要です。
- ② 契約締結後に作成する大学広報誌等への愛称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。

- ③ 愛称等の使用開始日において、看板の設置等が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④ 愛称等のサインや案内看板等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツパートナーの負担とします。

(6) 応募締め切り

2021年2月21日(日) 必着

EメールやFAXでの受付は締め切り当日の午後5時までとします。なお、持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び大学が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

(7) 応募時の提出書類

- ① ネーミングライツパートナー申込書(別紙様式)
- ② ネーミングライツパートナーを希望する法人に係る以下の書類等
 - (イ) 会社概要及び直近3年間の決算報告書
 - (ロ) 登記事項証明書(発行3ヶ月以内のもの)
 - (ハ) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面(納税証明書など)

(8) 選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、本学が設置する専門部会において、応募の趣旨、愛称等案、ネーミングライツ料及び契約期間等を総合的に判断してネーミングライツパートナーの候補者を選定します。なお、いずれの応募についても、不適当とする場合もあります。

資格要件及び選定基準

選定項目		要件、基準等	判断等
資格要件	資格	<ul style="list-style-type: none"> ・応募資格を満たしているか。 ・本学の理念及びビジョンを理解しているか。 ・経営基盤が安定しているか。 	適・否
	愛称等 (デザインを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・学生及び教職員に受入れられるか。 ・施設のイメージを損なうおそれがないか。 	適・否
選定基準	ネーミングライツ料	<ul style="list-style-type: none"> ・財政的な観点から高額であるほど高評価とする。 	金額
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判定する。		順位

(9) 選定結果の通知及び公表

選定結果はすべての応募者に通知します。

3. 契約の締結

本学は、ネーミングライツパートナーの候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、契約更新時には既契約者に優先交渉権（初回契約締結日より最長5年間）を付与します。ただし、初年度分については、協議の上、決定します。

4. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料は、契約締結月の翌々月の末日までに1年分を一括して納入するものとします。

5. リスクの責任分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

6. 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、大学は期間満了を待たずに契約を解除できることとします。

また、ネーミングライツパートナーの事情等により別称等の継続が困難な場合は、1ヶ月以上前に大学へ契約の解除を申し出てください。ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料の返還はできません。

これらの契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

7. 申込書の提出先及び問合せ先

東京医科歯科大学財務部財務企画課

〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45

Tel 03-5803-5027

FAX 03-5803-0102

Email torii.adm@tmd.ac.jp

※ 申込がありましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。
数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、
確認の連絡をお願いいたします。

東京医科歯科大学湯島キャンパス配置図

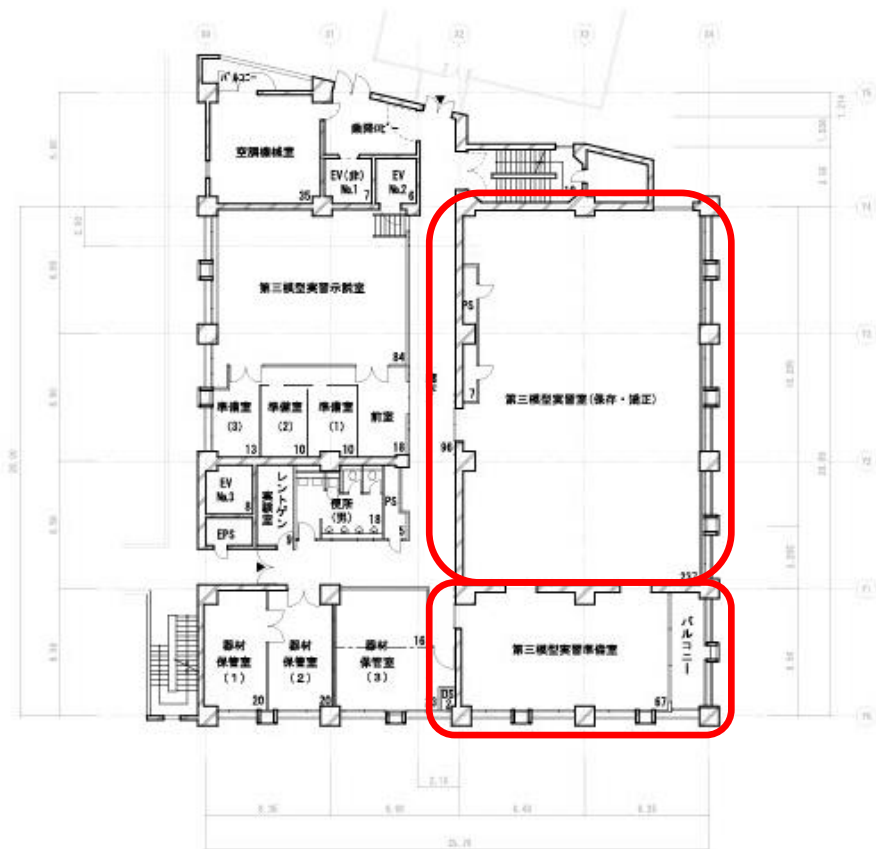


7号館【歯学部校舎棟】

7号館【歯学部校舍棟】5階

第3実習室（保存・矯正）

第3実習室（石膏・鑄造）



S = 1 / 300 5階 730m²

5階 平面図

